

令和4年度実施定期監査結果報告書

松原市監査委員

1. 松原市監査基準に準拠している旨

本監査は、松原市監査基準（昭和55年11月1日制定）に準拠し実施した。

2. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

3. 監査の対象部署及び実施日

消防本部 予防課	:	令和5年 1月30日
松原中学校	:	令和4年12月21日
松原南小学校	:	令和4年12月21日
地域教育課	:	令和5年 1月30日

4. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及びその他事務の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかについて、下記の着眼点に基づき監査を実施した。

- ①収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- ②契約事務は関係法令に基づき適正に行われているか。
- ③財産の維持管理は適正に行われているか。
- ④施設の管理は適正に行われているか。
- ⑤公金の取り扱いは適正に行われているか。
- ⑥行政文書は適正に管理されているか。

5. 監査の実施内容

対象部署の財務に関する事務の執行及びその他事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、対象部署より関係書類及び関係帳票等の提出を求め、これらの照合、確認等を行うとともに、対象部署の関係職員から説明を求め、質疑を交わした。

6. 監査の結果

予算執行状況、事務事業の管理状況、安全対策等については、良好に執行がなされているものと認められるが、一部において改善を要するものが見受けられた。改善を要するものとしては、指摘事項として記した。

また、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長に対して、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

今後事務の執行に当たっては、次項以降の指摘事項に十分留意されるとともに改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により遅滞なく別紙様式に準じ通知してください。

なお、本監査結果を踏まえ、監査の対象部署以外の部署におかれても、事務の点検、見直し等が図られるよう留意願います。

7. 指摘事項

【予防課】

① 危険物による事故の対応については、その事故の原因となるものによって、松原市火薬類取締法関係事故措置要領、松原市高圧ガス保安法関係事故措置要領、松原市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係事故措置要領をそれぞれ定めている。

しかし、危険物による死亡事故が発生した場合の対応について要領ごとに連絡先が違ふことや、高圧ガスによる事故の場合についてのみ報告書が必要となっているなど事故対応に関する事務が統一されておらず、緊急時の対応にあつては、連絡先や連絡方法が統一化していることが望ましいと考えられるため、事務の改善を求める。

(参考)

○松原市火薬類取締法関係事故措置要領より抜粋

(事故急報及び連絡体制)

第5条 予防課長又は当務責任者は、A級事故及びB級事故の発生を覚知した場合は、直ちに電話等により、消防長、消防保安課に連絡するものとする。ただし、勤務時間外の場合は、大阪府庁危機管理室当直に連絡するものとする。

○松原市高圧ガス保安法関係事故措置要領より抜粋

(事故急報)

第5条 予防課長又は当務責任者は、A級事故及びB級事故の発生を覚知した場合は、速やかに電話及び事故発生報告書(様式第1号)により、消防長、消防署長及び消防保安課に連絡するものとする。ただし、勤務時間外で消防保安課に連絡する場合は、大阪府庁危機管理室当直とする。

○松原市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係事故措置要領より抜粋

(事故急報)

第6条 予防課長又は当務責任者は、A級事故及びB級事故の発生を覚知した場合は、直ちに電話等により、消防保安課に連絡するものとする。ただし、勤務時間外の場合は、大阪府庁危機管理室当直に連絡するものとする。

- ・ A級事故とは、
 - ア 死者5人以上のものなど
- ・ B級事故とは
 - ア 死者1人以上4人以下のものなど

- ② 消防相談処理簿において、担当が市民等より相談を受けて、現地調査を行うなどの対応した日時の記事がないものが見受けられた。重要な案件や至急対応が必要な場合などは、日時が重要な意味を持つことから、後で相談の日時等を確認ができる様式にするなど工夫をされたい。

また、相談内容により、決裁区分を明確化する基準等を作成されたい。

- ③ 建物を新築や増築する際、建築確認の前に、建築計画の消防上の問題点や消防設備や建築物の防火に関する法令に問題がないことを確認した上で建築に同意する消防同意について、消防法第7条には、同意を求められてから7日以内に同意をすることとなっているが、申請に修正点や問題点があることで、申請があつてから7日以内に同意を出すことができない場合の対応として、消防同意審査書の備考欄に、修正や指導をした日時を記録するように改善されたい。

【松原中学校・松原南小学校 共通】

各学校の教員の早朝等における時間外勤務について、管理職である校長や教頭が把握していない事案があり、勤怠管理は管理職としての職務であること、各学校に所属する教員への時間外勤務を命ずるのは管理職であることから、時間外勤務の状況を把握するよう改められたい。

また、車やバイクで通勤している教員について、免許証等の確認、写しの提出等においても適切に行われている。今後においても安全管理に努め、酒気帯び運転等の法令違反をしないことを改めて教員及び職員に周知徹底されたい。

理科実験用の薬品庫及び理科準備室の鍵や薬品使用については、教頭が管理しており、鍵の受け渡しについて台帳を使用し、受け渡した時間が記入され適切に管理されている。今後、より適切な管理を行うため、教頭だけでなく複数人で管理するよう努められたい。

【地域教育課】

- ① 松原市立学校施設開放事業実施規則に基づき、小中学校の運動場や体育館等の施設開放を実施しており、使用者は使用に際して、同規則第5条に基づいて使用申請し、事前に許可を求めることとなっている。

まず、小学校施設開放事業については、校区ごとに運営委員会を設置し、使用許可等にかかる管理について業務委託契約を行っており、1年間の業務完了報告書を年度末に地域教育課へ提出することとなつ

ているが、提出された報告書において、必要事項が記載されていないもの、年間延べ利用回数、利用人数等の記載方法が統一されていないものなど不明瞭な書類が見受けられた。

次に中学校施設開放事業については、使用前に使用者が提出する使用許可申請書において、使用日時を過ぎた受付、受付後に使用日を訂正したものが見受けられた。また、小中学校ともに使用後の施設の状態等の確認をどのように行っているのかについて明確な回答が得られなかったことから、施設使用後の確認や利用者の入退出の時間の把握を行うよう努められたい。

今後は、書類を受け付ける際に記載事項の確認を徹底されるとともに、所属内で書類を確認した日時を記録するなど工夫されたい。

- ② 家庭教育支援事業などの謝礼金が実施日から3か月以上経過してから支払われているものが見受けられた。

今後は、請求書が提出された後、早期に支出処理を行うことを徹底されたい。

別紙様式

(記入例)

監査対象部課	〇〇部〇〇課	
監査の結果	講じた措置及び対応状況	
・現金送達簿により収受した現金の指定金融機関への入金処理について、より慎重を期するため、事務処理のチェック機能を高められたい。	・今後、現金の取り扱いについては、複数人体制にするなど、チェック機能を高め、より慎重な入金処理を行ってまいります。	
・委託契約の随意契約で地方自治法施行令の適用条項が適切でないものが見受けられたので注意されたい。	・今後、地方自治法施行令及び契約規則に則り、適正に事務処理を行ってまいります。	

(記入例)

監査対象校	〇〇小学校	
監査の結果	講じた措置及び対応状況	
・普通交通機関等に係る勤務者に、定期的に定期乗車券を確認していなかった。学校長は通勤手当の認定権者であるので、不適正な受給がないよう厳正な態度で事務処理されたい。	・ご指摘のとおり、定期的に定期乗車券を確認し、不正受給がないよう事務処理を行ってまいります。	